

令和3年度法務省委託人権啓発動画の制作及び大型広報企画における人権啓発動画の企画・制作  
に関する留意事項

人権啓発動画の企画・制作

1 人権啓発動画の企画・制作

- (1) 動画の企画・制作
- (2) インターネット上におけるストリーミング配信用データの作成
- (3) 上記各要素（企画、構成、シナリオ、撮影、原稿作成、デザイン等）の連絡調整及びこれらに関連する業務一式

2 目的・表現

法務省の啓発活動重点目標である『誰か』のこと じゃない。」をメインコピーに、様々な人権課題に関する映像コンテンツを複数種類制作し、啓発活動重点目標の趣旨につき具体例を用いてわかりやすく示すことにより認知度向上を図るとともに、啓発現場での活用を図る。

表現方法は自由であるが、主な出演者については広く国民に認知されている著名人やキャラクターが望ましい。

※ 参考 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken134.html>

3 訴求対象

国民全般

4 内容

法務省の啓発活動強調事項17項目から5種類又はそれ以上を選択し制作する。

取り上げるテーマについて、以下の(1)及び(2)は必須とし、残りは自由提案とする。なお、以下のテーマは想定される例であり、この限りではない。

※ 参考 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)

- (1) 『誰か』のこと じゃない。」～アイヌの人々編～
- (2) 『誰か』のこと じゃない。」～インターネット編～
- (3) 『誰か』のこと じゃない。」～子ども/いじめ編～
- (4) 『誰か』のこと じゃない。」～子ども/児童虐待編～
- (5) 『誰か』のこと じゃない。」～ハラスメント編～
- (6) 『誰か』のこと じゃない。」～ドメスティックバイオレンス (DV) 編～
- (7) 『誰か』のこと じゃない。」～外国人編～
- (8) 『誰か』のこと じゃない。」～障害のある人編～
- (9) 『誰か』のこと じゃない。」～性的指向及び性自認 (性同一性) 編～
- (10) 『誰か』のこと じゃない。」～犯罪被害者等編～
- (11) 『誰か』のこと じゃない。」～被災者編～

5 仕様等

- (1) 映像の制作（企画、シナリオ作成、撮影及び関連業務一式、日本語字幕有、無）

撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

- (2) 収録時間：各約1～2分程度

- (3) 色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

- (4) アスペクト比：16：9（レターボックスなしの実質比）

(5) インターネット上におけるストリーミング配信用データの作成仕様は次のとおりとする。

ア 映像フォーマット：「MPEG-4 AVC (H. 264)」

イ 解像度：以下の仕様による

[HD]	帯域	10Mbps程度
1920×1080	フレームレート	30fps
	アスペクト比	16:9 (レターボックスなしの実質比)

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議の上、変更する場合もある。

(6) 使用の範囲：法務省人権擁護局による以下の形態での使用において永久に権利上の問題が生じないこと。

ア インターネット上の公開、ストリーミング配信

イ テレビ放映

ウ 法務省の人権擁護機関が実施する、全ての人権啓発活動

## 6 成果物

(1) 映像原版を記録した適宜のメディア：2セット（字幕有1セット、字幕無1セット）

※ HDCAMマザーテープ又はハードディスク等の記録媒体により納品すること。

※ HDCAMマザーテープの場合、字幕有、字幕無各1セットとし、VTR用キューシートを添付すること。

※ 必要であると判断される場合は、受注者にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は受注者の負担とする）。

(2) ストリーミング配信用データを記録した適宜のメディア：5セット

## 7 納品期限

令和3年10月中旬

## 8 納品場所

(1) 法務省人権擁護局人権啓発課

(〒100-8977東京都千代田区霞が関1-1-1)

※ 上記6(2)の成果物のうち2セットを納品すること。

(2) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

(〒105-0012東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階)

※ 上記(1)法務省人権擁護局人権啓発課に納品する成果物以外の全ての成果物を納品すること。

## 9 企画書の中に明記すること

企画書には以下の(1)～(4)の要素を盛り込むこと

(1) 採用する強調事項、主な出演者に起用する著名人等を選定した趣旨、体制図等

(2) 制作スケジュール

(3) その他映像表現やイメージ等補足資料（任意）

(4) 応募者の実績（今回の企画に類するもの）等を示す資料

## 10 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認・承諾を得た上で作業を進めること。

なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合もある。

(2) 本事業の実施に当たり、法務省人権擁護局の意向により企画内容の修正を要する場合に

- おいては、これに対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (3) 撮影等には法務省人権擁護局及び当センター職員が立ち会うことができるよう、日程や場所等については早期に調整を行うこと。
  - (4) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとするほか、権利上の問題が生じないようにすること。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD－V i d e o等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、テレビ放映、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて企画書中に明記すること。仮に、使用期間の制限や追加経費等の条件がある場合は、企画書中に明記すること。
  - (5) 制作に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
  - (6) デザイン・レイアウトに当たっては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
  - (7) 校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはPDFデータ等を活用し、Eメール等での送受信に対応すること。